

## ○ふじさき移住すまいづくり支援金助成要綱

令和4年3月14日  
告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、ふじさき移住すまいづくり支援金(以下「支援金」という。)について、藤崎町補助金等の交付に関する規則(平成20年藤崎町規則第15号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 転入前10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、町外に住所を有した後に藤崎町に転入している者で、転入日から3年未満である者をいう。
- (2) 住宅取得者 町内において自身が居住することを目的として住宅を取得し入居した者をいう。

(支援目的)

第3条 支援金は、町内に移住者が定住する目的で住宅を取得した者に対し必要な費用の一部を助成することにより、藤崎町内への移住・定住を促進して人口の維持と地域の活性化を図り藤崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標実現及び藤崎町空き家等の適正な管理に関する条例(平成25年9月12日条例第17号)第2条に定める空き家等(以下「空き家等」という。)の適正な管理に寄与することを目的として助成する。

(支援の対象)

第4条 支援金の助成を受けることのできる者(以下「支援対象者」という。)は、次のいずれにも該当する住宅取得者とする。

- (1) 住宅取得者又はその配偶者のいずれかが移住者に該当していること。
- (2) 3年以上継続して定住する意思があること。
- (3) 住宅取得者及びその配偶者に直近の市区町村税に滞納がないこと。
- (4) 住宅取得者の世帯が町内会に加入していること。
- (5) この要綱による支援及び藤崎町若者移住すまいづくり補助金を受けたことがないこと。

2 支援金の対象となる住宅は、次のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 住宅取得者が移住者の転入日より3年を経過した日より前に取得した町内の住宅であり、かつ取得後1年以内に転入及び当該住宅への入居が完了していること。
- (2) 住宅(土地を購入した場合は当該住宅の敷地に係る土地)の所有権は、住宅取得者又は住宅取得者を含む共有名義であること。
- (3) 住宅の床面積は独立した出入口、居室、台所、トイレを有する居住用部分が全体面積の2分の1以上で40m<sup>2</sup>以上であること。
- (4) 住宅の建築又は購入に係る費用は、土地の取得費を含めて居住用面積に係る分について500万円以上であること。

- (5) 住宅の建築若しくは購入又は土地の購入の契約相手は、住宅取得者又はその配偶者の1親等以内の親族でないこと。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、住宅1棟につき50万円とする。

(助成申請)

第6条 支援対象者が支援金の助成を受ける場合は、移住者の転入日より3年を経過した日より前までに、ふじさき移住すまいづくり支援金助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建築又は購入及び土地の購入に係る契約書の写し(取得費の額が分かるもの)
- (2) 住宅の建築又は購入及び土地の購入に係る支払いを証明する書類
- (3) 住宅の居住用面積及び間取り等が確認できる書類
- (4) 住宅(土地を購入した場合はこれを含む)に係る登記事項証明書
- (5) 移住者の住民票謄本
- (6) 移住者が転入前10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、町外に在住していたことを証明する書類(戸籍の附票等)
- (7) 支援対象者及びその配偶者の直近における市区町村税の滞納がないことを示す証明書(納税証明書等)
- (8) 支援対象者世帯の町内会加入証明書(様式第2号)
- (9) その他町長が必要と認めるもの

(助成決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときはこれを審査し、支援金の助成の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の助成を決定したときは、ふじさき移住すまいづくり支援金助成決定通知書(様式第3号)により通知し、支援金を申請者に助成するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援金を助成しないことを決定したときは、ふじさき移住すまいづくり支援金助成申請却下通知書(様式第4号)により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

(助成決定の取り消し)

第8条 町長は、支援金の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の助成を受けたとき。
  - (2) 助成申請の日より3年以内に、以下ア、イのいずれかを行ったとき。
    - ア 移住者の転出
    - イ 申請者世帯の町内会からの脱退
  - (3) その他町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項第2号の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成決定の取り消しを免除することができる。
- 3 第1項の規定により支援金を取り消す場合は、ふじさき移住すまいづくり支

援金助成決定取消通知書(様式第5号)により助成決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、当該助成取り消しに係る部分について既に支援金が助成されているときは、ふじさき移住すまいづくり支援金返還請求書(様式第6号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日告示第20号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月7日告示第89号)

この告示は、令和5年9月7日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第48号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年6月18日告示第98号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月18日から施行する。

(施行日前の転入者に関する経過措置)

2 この告示の施行日前に藤崎町に転入した者については、改正後のふじさき移住すまいづくり支援金助成要綱第2条第1号及び第6条第6号中の「10年間で通算5年」とあるのは「6年間で通算3年」とする。